

## 「浜松湖西豊橋道路計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

浜松湖西豊橋道路（以下「本事業」という。）は、国土交通省中部地方整備局が、静岡県浜松市から愛知県豊橋市を結ぶ延長約 26～31 kmの区間を整備する事業であり、当該地域の速達性、定時性の向上による物流支援、災害時の信頼性向上による円滑な救援活動及び支援物資輸送、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進並びに生活交通の安全な走行環境を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）において、豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート（以下「案 」という。）新所原市街地の東側を通過するルート（以下「案 」という。）新所原市街地の東側を通過し、一部国道 23 号を拡幅するルート（以下「案 」という。）の複数案が設定されている。

一方、複数案は、いずれも環境の保全についての配慮が特に必要な施設等に影響を及ぼすおそれがある。特に、案 及び案 のルート帯は、人口集中地区の一部を通過することから、人口集中地区を回避する案 に比べ、自動車の走行に伴う騒音等の増加による沿道地域への環境影響が懸念される。また、想定区域の一部は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林、静岡県立自然公園条例（昭和 36 年静岡県条例第 53 号）に基づき指定された浜名湖県立自然公園、愛知県立自然公園条例（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づき指定された石巻山多米県立自然公園の第 3 種特別地域、普通地域となっており、自然環境保全上重要な地域への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書において、適切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア．学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）

イ．森林法に基づき指定された保安林

ウ．静岡県立自然公園条例に基づき指定された浜名湖県立自然公園、愛知県立自然公園条例に基づき指定された石巻山多米県立自然公園

エ．主要な河川、水源地、東三河渥美半島湧水湿地群（東三河湧水湿地群・天伯湿地）

オ．重要な地形及び地質

カ．鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林

- キ．景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画区域、湖西市新居関所  
周辺地区景観条例（平成 22 年条例 115 号）に基づく新居関所周辺地区、豊橋  
市まちづくり景観条例（平成 4 年条例第 57 号）に基づく二川宿景観形成地区、  
景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場
- ク．史跡、名勝、天然記念物及び文化財

## （ 2 ）環境影響評価の項目の選定等

今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（ 1 ）の環境の保全  
上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮す  
るものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、  
地形、地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動  
の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選  
定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画されることにより、本  
事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以  
降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行う  
こと。

## 2．各論

### （ 1 ）大気環境

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺  
の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に、案 及び案 のルート帯  
は、人口集中地区の一部を通過することから、人口集中地区を回避する案 に比べ、  
自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への環境影響が懸  
念される。このため、事業計画の今後の検討に当たっては、自動車の走行に係る大  
気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

### （ 2 ）水環境

想定区域の一部は、森林法に基づき指定された水源かん養保安林となっている。  
トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏  
水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、  
水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じ  
て理論モデルによる計算又は数値シミュレーションなどの手法により定量的な予  
測を実施すること。また、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減す  
る位置及び工法の採用により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減す  
ること。

### （ 3 ）動植物及び生態系

想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第 3 種特別  
地域、普通地域となっている。また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれの

ある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されており、イヌワシ等の猛禽類への影響も懸念される。これら重要な動植物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手續においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

特に、希少猛禽類については、希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避又は低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。さらに、全てのルート帯には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。

#### （4）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域、普通地域となっている。また、景観法に基づく景観計画区域、湖西市新居関所周辺地区景観条例に基づく新居関所周辺地区、豊橋市まちづくり景観条例に基づく二川宿景観形成地区等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。

#### （5）廃棄物等

##### ア 廃棄物について

本事業の実施により廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、今後の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

##### イ 建設発生土について

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

( 6 ) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)等を踏まえつつ、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を考慮し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。

( 7 ) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、長期間にわたって工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。